

掲載・更新年月日：

Friday, June 20, 2025

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社			
■取組方針掲載ページのURL		https://www.axa-im.co.jp/policy-of-customer-oriented-business-conduct			
■取組状況掲載ページのURL		https://www.axa-im.co.jp/policy-of-customer-oriented-business-conduct			
原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所		取組状況の該当箇所
原則 2		実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針2	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針2	
	注	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針2	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針2、KPI②③	
原則 3		実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針3 利益相反管理方針の概要、議決権の行使に関する方針	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針3、議決権行使状況	
	注	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針3	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針3	

原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針4	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針4
原則5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針5、関連ページ:資産運用のヒント、運用戦略のご紹介、責任投資	「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針5、KPI④
	注1 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針5	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針5
	注2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5))は手数料等の情報を提供する場合においても同じ。	非該当	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針5	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針5
	注3 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針5	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針5
	注4 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6 関連ページ:勧誘方針	取組状況 2023年度(令和5年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
	注5 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	非該当	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針5	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針5
	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6、関連ページ:勧誘方針、責任投資	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6

原則6	注1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
	注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
	注4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
	注5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6	取組状況 2023年度(令和5年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
	注6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
	注7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針6	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針6
原則		【従業員に対する適切な動機づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針7、関連ページ:グローバルウェブサイト	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針7、KPI⑤

7	注	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わり講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	お客様本位の業務運営を実現するための基本方針 方針7	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針7
---	---	---	----	----------------------------	--

補充原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	一部実施	アクサIMの投資哲学である「責任投資」、「アクティブ」、「長期視点」という概念に基づき、お客様によりよい金融商品が提供できるよう各委員会を設置し、運用パフォーマンス等の評価、管理を行っています。	アクサIMの投資哲学 アクティブ 高い確信度に基づき投資を実行することにコミットしており、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資に至るまで、最も効率的で確固とした超過リターンの源泉を探し、商品開発をしています。強固な投資プロセスを裏付けとしたアクティブ運用により、お客様の利益の最大化に貢献することを目指しています。https://www.axa-im.co.jp/policy-of-customer-oriented-business-conduct
	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	一部実施	プロダクト委員会の設置し、その委員会において、新規/既存商品に関する健全な商品設計と商品のライフサイクルを確保するために審議や決議が行われます。	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針2
補充原則 2	注 1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。 注 2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	一部実施	商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門が関与する会議体により検証を行います。独立した立場の監査役も出席し、第三者の意見も取り入れます。 一部実施 プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適宜経営委員会においてプロダクトガバナンスの確保に関する体制の見直しを行います。また独立した立場の監査役による定期的な監査結果を踏まえて見直しを検討します。	取組状況 2024年度(令和6年度)PDF表示 「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づく具体的な取り組み内容の方針2 独立した立場の監査役により上半期分(1～6月)を7～9月に、下半期分(7～12月)を翌年1～3月にプロダクト委員会における審議状況について監査を行い、結果を経営委員会に報告し、必要があれば経営委員会において体制の見直しを行っています。
	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。 注 1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	一部実施	一部実施 金融商品の組成にあたっては、お客様の真のニーズを想定し、組成する商品のそのニーズへの適合性、持続可能性、合理性等を検証します。 商品の特性等に応じてお客様の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定お客様属性を特定し、商品の販売に携わる金融事業者等に対し十分な理解が浸透するよう情報連携します。 実施 組成する商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、過去3年・過去5年・設定来の検証期間の下でのリスク・リターン・コストの合理性を検証します。	金融商品の組成にあたっては、プロダクト委員会において組成する商品のお客様のニーズへの適合性、持続可能性、合理性等の議論・検証を経て承認した上で進めています。2024年は15回のプロダクト委員会(メール開催を含む)を実施いたしました。 現状では当社が提供するのは私募投信のみで、販売対象として適切な想定のお客様属性は特定されていると考えております。 今後新たにローンチされる投信については、その組成時に過去3年・過去5年・設定来の期間の下でのリスク・リターンを踏まえたコストの合理性の検証をプロダクト委員会にて実施する予定です。

補充原則3	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	実施	商品の複雑さやリスク等の商品特性等に応じ、具体的に想定お客様属性や商品を購入すべきでないお客様を特定し、複雑な、あるいは運用・分配手法等が特殊な商品については、より詳細な想定お客様属性を慎重に特定します。	現存する当社の組成する金融商品はすべて私募投信であり、金融商品の組成にあたっては、プロダクト委員会において組成する商品のお客様のニーズへの適合性、持続可能性、合理性等の議論・検証を経て承認した上で進めています。 今後公募投信の組成を行う場合にはより慎重に商品特性の考慮とお客様属性の特定を行います。
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	一部実施	製販全体として最適な金融商品をお客様に提供するため、お客様のニーズの把握や想定お客様属性の特定に当たっては、商品の特性等に応じて、事前に取決めを行った上での商品の販売に携わる金融事業者等との情報連携や、必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。	現状は、当社の提供する金融商品はすべて私募投信であるため、お客様属性やお客様要望等の情報については、商品の販売に携わる金融事業者等からの情報提供には拠らず、主としてお客様との直接的なコミュニケーションにより収受します。 今後公募投信の組成を行う場合には商品の特性等に応じて、事前に取決めを行った上での商品の販売に携わる金融事業者等との情報連携や、必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。
補充原則4		【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	【金融商品の組成後の対応】 組成時に想定した商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果をプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、適宜活用します。 また、商品の販売に携わる金融事業者等を通じた情報の収集または情報連携等により、想定する販売対象のお客様属性と実際に購入されるお客様属性が合致しているか等を検証し、運用・商品提供の改善や、その後の商品組成の改善に活かします。	年に一度、運用の外部委託先に関するデューデリジェンスを実施し、パフォーマンス&インベストメント・リスク委員会にてその結果を検証しており、必要があれば金融商品の改善や見直しを提言します。2024年度は4回のパフォーマンス&インベストメント・リスク委員会を実施致しました。 現状は、お客様属性やお客様要望等の情報については、当社の提供する金融商品はすべて私募投信であるため、商品の販売に携わる金融事業者等からの情報提供には拠らず、お客様との直接的なコミュニケーションにより収受することによりその後の商品組成の改善に活かします。
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	実施	商品性の検証に当たっては、過去3年・過去5年・設定来の検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証します。 。検証結果に応じ商品の改善、他の商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、適宜活用します。	今年度より、年に一度、過去3年・過去5年・設定来の期間の下でのリスク・リターンを踏まえたコストの合理性の検証をプロダクト委員会にて実施する予定です。

原則 4	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	一部実施	金融商品の特性等に応じて、適宜商品組成後の検証に必要な情報の提供を商品の販売に携わる金融事業者等から受け、それを踏まえた検証結果については、必要に応じて商品の販売に携わる金融事業者に還元します。	現状は、当社の提供する金融商品はすべて私募投信であるため、お客様属性やお客様要望等の情報については、商品の販売に携わる金融事業者等からの情報提供には拠らず、主としてお客様との直接的なコミュニケーションにより収受します。 今後公募投信の組成を行う場合には商品の特性等に応じて、事前に取決めを行った上での商品の販売に携わる金融事業者等との情報連携や、必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	実施	運用の外部委託を行う場合は外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて商品の改善や見直しを行います。商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携します。	年に一度、運用の外部委託先に関するデューデリジェンスを実施し、パフォーマンス&インベストメント・リスク委員会にてその結果を検証しており、必要があれば金融商品の改善や見直しを提言します。 2024年は9月に運用の外部委託先に関するデューデリジェンスを実施し、10月のパフォーマンス&インベストメント・リスク委員会にてその結果を検証、承認しました。
補充 原則 5		【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 お客様がより良い商品を選択できるよう、お客様に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行います。	現状は、当社の提供する金融商品はすべて私募投信であるため、運用体制、プロダクトガバナンス体制についての情報提供についてお客様からの定期RFPを通じて行っています。 今後公募投信の組成を行う場合には商品の特性等に応じて、事前に取決めを行った上での商品の販売に携わる金融事業者等との情報連携や、必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	実施	運用体制について、適宜販売に携わる金融事業者等を通じて個々の商品の商品性に応じた情報提供を行います。	現状は、当社の提供する金融商品はすべて私募投信であるため、お客様からの定期RFPを通じて運用体制、プロダクトガバナンス体制についての情報提供を直接的に行います。 今後公募投信の組成を行う場合には商品の特性等に応じて、事前に取決めを行った上での商品の販売に携わる金融事業者等との情報連携や、必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。

注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	一部実施	商品性について、適宜商品の販売に携わる金融事業者等と連携して、分かりやすい情報提供を行います。	現状は、当社の提供する金融商品はすべて私募投信であるため、商品の販売に携わる金融事業者等からの情報提供には拠らず、主としてお客様からの定期RFPを通じた直接的なコミュニケーションにより収受します。 今後公募投信の組成を行う場合には商品の特性等に応じて、事前に取り決めを行った上での商品の販売に携わる金融事業者等との情報連携や、必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。
--------	---	------	---	---

【照会先】

部署	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
連絡先	TEL: 03-5447-3100 MAIL: TOKYOMARKETING@axa-im.com